

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6 年 9 月 2 9 日作成)

法 令 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 90 条第 2 項
処 分 の 概 要	受益者からの負担金徴収
法 令 の 定 め	○第 90 条第 2 項 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。 <関連条項> ・土地改良法施行令第 53 条 ・土地改良法施行規則第 68 条の 4 の 7、第 68 条の 4 の 10 の 2
処 分 基 準	判断基準が国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和 30 年北海道条例第 3 号）第 2 条及び第 4 条において、具体化されているため、処分基準は設定しない。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備 考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/</a> ）